

平成 2 5 年 第 2 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火）午後 3 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	統括指導主事	浜田真二
	学校施設担当課	
	学校改築担当係長	岡田隆史

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

<p>松原委員長</p>	<p>開 会 時 刻 午後3時</p> <p>ただいまから、平成25年第23回教育委員会定例会を開催します。本日は1名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔各委員了承〕</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>委 員 長</p>	<p>日程第1、署名委員を決定します。尾上委員と上野委員にお願いします。続きまして、日程第2、議案の審議に参ります。</p> <p>初めに、継続となっております陳情第11号、教育委員会資料を傍聴者へ配布実施の陳情を審議いたします。</p> <p>現在、浅野教育長が本会議で、まだここには参加しておりませんので、意見交換をちょっと進めてまいりたいと思います。</p> <p>前回、前々回と、ご議論をいただきましたけれども、その後、11号議案につきまして、何かご意見がありましたら、それぞれのお立場でお願いしたいと思います。</p> <p>前回の議論の中では、全面的な資料公開、また議案を公開というような形、この場の中でというような議論で多分終わったと思うんですけども、その後、各委員さんからご意見等がありましたら、どうぞお願いしたいと思います。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>私自身は、できるだけ資料はお見せ申し上げるというのが、やはりよいのではと考えます。そこで資料、これは見せるべきだろうか、あるいは見せてはいけないだろうかというような事柄があるようでしたら、そういうことを含めて、例えば、前もっての話し合いというようなことが必要であるというのであれば、それを行った上で、できる限りお見せできるものは、その場でお見せするというようなことがよいと考えます。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>石井委員さん、前もっての話し合いというのは、教育委員の中での話し合いという。</p>

石井委員	ええ、そうですね。あるいは、委員長のご判断というようなことも含めまして。
委員長	わかりました。尾上委員さん、いかがですか。
尾上委員	私も、できる限りお見せしたほうがいいんじゃないんだろうかと、前回もちょっとお話しいたしましたけれども。ただ、政策過程におけるものとかということに対して、やはり書類がひとり歩きしてしまったりということ、何か問題があってははいけませんし。ですから、もし、そういう状況であれば、ここの中の状況を把握したいということへのご請求とっておりますので。であれば、終了後に置いていっていただくというのはどうかなと思いました。
委員長	上野委員さん、いかがでしょうか。
上野委員	<p>私もお二人とほぼ同じです。表現方法を変えれば、原則として公開ですか、お見せすると。例外的に制約することもあり得るということだと思います。いずれにしても、具体的なその議題等に応じて、これはどこまで大丈夫か、全部いいのか、あるいは、ここのところだけはというようなことが出てくる問題だと思うんです。それは、特に事務局のほうからのいろいろ意見を聞く必要もあるんじゃないかと思えます。</p> <p>結果的に、政策過程とおっしゃいましたけど、考えが委員会として固まった場合には、それはいつでもお見せしてもよろしいんじゃないかというふうに思いますけど。そういうふうな感じでございます。</p>
委員長	私もやはり政策等、教育内容について、その辺の配慮を十分とられれば、お見せしてもいいのかなというふうには、前回から考えていたところなんです。ただ、江戸川区の議会のほうの考えもあるので、そのことで何か課長のほうから、議会のほうはどうなっているのかについてお願いします。
柴田 教育推進課長	<p>先ほど来、お話をいただいて、前回、前々回ともご議論いただきましたけれども、以前にもご報告させていただきましたが、その会議内での閲覧という考え方、それから、お持ち帰りいただく、配付をする、この2種類があるということが、以前にもお話をさせていただきました。</p> <p>今、委員長からご指摘いただいた区議会については、常任委員会の陳情審査、陳情審査にかかわるものについては、委員会を開催中、そのお部屋の中</p>

	<p>で、委員会室の中で2部備えております。審議をされているときは、それは閲覧、2部を回していただくということで、傍聴者の方々が閲覧をされます。委員会が終了後に、ご希望の方はその陳情に関する資料を事務局に申し出て、必要なものをそれは1枚10円のコピーで交付をするということで、区議会の常任委員会ではやられております。</p>
委員 長	<p>あれですか、もう一つお尋ねしたいのは、今、陳情にかかわる資料ですよね、それ以外の資料なんかはどうなんでしょう。</p>
教育推進課長	<p>申しあげましたとおり、陳情に関するものだけです。</p>
委員 長	<p>了解しました。今のを踏まえて、再度ご意見をいただければと思います。</p>
上野委員	<p>今の議会の委員会の運用方法というのは、私は非常に合理的でいいんじゃないかなと。だから、それに見習えという意味ではないんですが、あと、議会のほうでは何かあれですか、議事運営内規とか規定みたいなものを、そのようなものをつくって、それに従ってやっているんですか。</p>
教育推進課長	<p>この資料の閲覧等については、規定等はございません。</p>
上野委員	<p>ない。じゃあ、委員会での一応、合意事項みたいにはなっているということですね。慣行的になっているわけですね。</p> <p>この委員会ではどうなのかなと。もし、ある程度はっきり運営的な内規みたいなものができたら、それは別につくっておくにはないような気がするんですが。そうじゃないと、また、どういう基準でどうやっているのかなというように、必要以上の疑問が出るので。こういう場合には原則として、こういう場合にはこうします、その場合は、先ほど言ったように、持っていったってダメです、コピーしていただけますとか、それもダメですとかと、そういうようなことをある程度の我々の議事運営の合意事項みたいなものをつくっておいたほうが、公明正大な気がします。</p> <p>それからもう一つ、ごく考えられないことかもしれませんが、むしろ陳情者自身が自分がいろいろ書いて出しているものに対して、それを陳情したんだから、誰にでも見られてもいいということを前提にしちゃっていいのかどうか。陳情者もその委員会なり、こういうところで議論してもらいたいために出したんですけれども、これが誰にでも渡っていったっていいとは、</p>

	<p>むしろそれは困るという陳情者もいるんじゃないかと。要するに、陳情者自身の情報保護ですよね。そういうことまでも考慮しなくてもいいのかどうか。</p>
教育推進課長	<p>現在、ホームページにおきまして、お名前を伏せた形で、原文をそのまま掲載するような対応をさせていただいております。</p>
上野委員	<p>それについて、名前を伏せておけば、陳情者自身から何らかの異議はないんですね、今のところ。</p>
教育推進課長	<p>たしか2回前にも、ご報告をさせていただいたと思うんですが、今、上野委員さんからのご意見を一応もう一度お伝えしますけれども。23区、教育委員会の状況ということで、2回前の会議でお話ございました。規定につきましては、22区、1区のみを除きまして、規定は持っていない。1区のみが要綱と。この要綱につきましても、情報公開の要綱に基づくものです。</p>
上野委員	<p>独自のはつくっているわけじゃない。</p>
教育推進課長	<p>独自のものはないです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。そのほかにありますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>今の意見等も踏まえまして、全員がおそろいのところで、また意思決定をしていければなと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次に参ります。</p> <p>次は、平成24年の第50号議案、平成24年度教育委員会事務事業の点検・評価についてを議題といたします。</p> <p>新たに何かご提案というか補足説明はありますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>前回、皆様のご意見をいただきまして、加除を訂正させていただいたものでございます。ご審議をいただければと思います。</p>
委員長	<p>いろいろご審議ありがとうございます。各委員さんのほうに郵送されたと思うんですけれども、修正した場所を赤で印字がされております。何かご意</p>

	<p>見やご質問があれば、お願いしたいと思います。</p> <p>順番に参りましょうか。では、まず、初めがいいですね。じゃあ、2番の評価方法等についての(1)(2)あと(3)。4ページまでで何かご質問、ご意見あればお願いいたします。</p> <p>ここは前回、変わったところは説明があったので、特にはないですね。</p> <p>じゃあ、5ページの大きな3番、各事業の評価です。ここから修正が入っております。何かお願いします。</p> <p>ここで赤字の加筆訂正を行わせていただいております。前回、ご意見にいただきましたミニ企画展という記載があるけれども、その内訳ということでございました。こちらのミニ企画展につきましては、ちょうど資料室として、文化財係が所蔵している文化財、資料等をただ収蔵しているだけではなくて、テーマを設けて、企画展とはまた違って、収蔵しているもので展示をしていきましょうというもので、行ってございます。ですので、これについては、経費等をかけずに、学芸員等がテーマにのっかって、その資料を展示していくという内容でございます。</p> <p>それから、右側の成果の部分でございますけれども、前回までは、子ども向けのというようなことでしたが、広く一般の方々にもというご意見をいただきましたので、一般の方々にも多くの利用をいただいております。江戸川区の有形、無形の文化遺産の紹介を通して、区民が郷土理解を深めることに寄与しているということで、加えさせていただいております。</p> <p>今後の課題としましては、こうした専門的な内容の展示が難しい課題であるというような表現はあったんですが、これについては、前向きに今後は江戸川区にちなんだ、より専門的な内容の展示についても検討したいということで、前向きなものに変えさせていただいたものであります。</p> <p>1番については、以上でございます。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。それでは、1番につきまして、何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。</p>
上野 委員	<p>この見学者数を見ると、22年から24年まで、大体、大人のほうが子どもより倍来ていますよね。倍以上来ているのもある。ただ、だんだん子どものほうが多くなってきているという数字ですよね。だから、これを見ると、やはりこの一般の方々についてのことは触れておかないと、おかしかったというふうに思いました。</p>

委員 長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>じゃあ、特によろしいですか。</p> <p>では、7ページ、8ページ、2番目です。じゃあ、こちらのほう、すみません、何か。</p>
住田学務課長	<p>7ページのところでは、経費については、健診費用と、それから親子教室の金額の内訳を入れさせていただいているところであります。</p> <p>8ページのほうでは、今後の課題のところ、幾つかご意見がありましたので、受診率を上げていくための検討であるとか、あるいは、周知方法についても再度見直してというところと、あと、親子教室も参加者を増やしていくといったところを文言として追加させていただいたような状況であります。</p>
委員 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かこちらのほうで。いろいろ検討はしていただいたようですね。</p>
石井委員	<p>事務局評価の成果のところなんですが、受診率が5割にとどまっておりますところが、私はちょっとひっかかりまして、これは家庭がもっと努力すべきことなんじゃないかなと。ここで5割にとどまっているから、だから、評価を下げてしまうというのが、それは自己評価が低過ぎなんじゃないかななんて思うんですよね。どうでしょうか。</p>
上野委員	<p>確かにおっしゃるとおりだと思うんです。思うんですけれども、受ける側の子どもさんや親御さんに対する啓蒙といいますか、もう少し啓蒙に、PRに努力したら、もっとパーセンテージが増えるんじゃないかということの関連があると思うんです。一生懸命PRしているんだけど、やはり受診率は少ないというような、まだそこまで受けていないので。だから、今のところは一生懸命やっているんだと。ただ、そこを努力したいと思うということで、評価は4にしたっていいんじゃないかなと。</p> <p>それは先生と同じような気がします。こっち側でいいことはやろうとしているわけで。だって、最初、こういうことをやる試みというのは、そんなに</p>

尾上委員	<p>あれでしょう、参加率その他は多くないですよ、最初から。だんだん増えていっていいわけだという気がしますが。ちょっと現状で3ぐらいでも悪くないですけど、効果自体から評価したら。だけど、これは効果じゃなくて、非常に有意義なことだったら、これからもっとやろうと。やる意欲が現実にあるはずですよ。そういうことが働いているならば。それは評価すべきじゃないかなと。むしろ受ける側の問題というような気がしますけど。</p> <p>私は、総合評価は3でいいかなと思います。</p> <p>要するに、これだけのものを提示しているけれども、やはりそれに対しての受診なり、受ける皆様の反応、いろいろな面で低いということに対しては、もう少しきちんと研究をし、また提案をし、いろいろな形で努力していくというのがやっぱり必要じゃないかな。とても大事なところなので、私は総合評価3で、次にまたつなげて、ぜひ行っていただきたいという、そんな思いがします。本当にアップさせてあげたいなという、子どもの健康の部分はそう感じています。</p>
教育推進課長	<p>評価の視点なんですけど、前回もご説明をさせていただいたんですが、いわゆる事務局側の評価としては、事業そのものの必要性、有効性というよりも、その執行と実績についての評価をさせていただいているところです。この後、外部評価委員さんに外部評価をいただくわけなんですけど、そこはちょっと視点が変わりました、前段で記述がありますように、外部評価委員さんにつきましては、その事業の有効性、必要性、こういったものを中心に評価をいただくということになっております。</p> <p>ということで、いわゆる執行実績から見たときの総合評価をそれぞれ5段階の評価であらわさせていただいているという状況でございます。</p>
上野委員	<p>わかりやすく言うと、成果というか結果に重きを置くのか、結果を目指すためのプロセス、努力に重きを置くのか。私は、努力していないということが明らかな結果が悪いなら別ですけど、一生懸命努力しているんだけど、結果が出ないという場合には、これは将来の継続事業だとすると、むしろ評価は下げるべきじゃないんじゃないかなという気がするんですけど。</p>
教育推進課長	<p>3ページにあります、この表の定義のところに示させていただいております5段階で3というのは、事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるものということでも、3の評価をここではさせていただいたということであ</p>

	<p>ります。4については、計画に即しておおむね適正事業が執行され、当初の目標とした成果、評価を得られたということで、事務局としては評価させていただいております。</p>
上野委員	<p>じゃあ、まだ当初目標は達せられていない。</p>
学務課長	<p>これまでも何回かいろいろ周知方法についてのご提案だとか、委員の皆様からいろいろとご意見をいただいていますので、そういったところはまた来年度について、生かしていきたいというふうに考えてございます。</p>
上野委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>私も評価については、尾上委員さんと同じように、3でいいのではないかなというふうには思っています。やっぱり本区の親御さんたちの意識といいですか、我が区のそういうような判定が出て、それを2次健診から3次健診というふうに、やっぱりちょっと意識が低いのかなという。現場にいたときも、そう思ったりもしました。それはやっぱり総合的に考えていかなきゃいけないのかなと、学校の担任も含めて、養護の先生も含めて。ただ来たから持っていくなさいじゃなくて、もうちょっとそこに味つけをしてもいいのではないかなというふうに思うものですから。逆に、考えましょうというようなご提案でもいいのかなと思ったりもしました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の3番の学校改築事業ですね。松江小学校でございますけれども、ご説明はございますか、補足等。</p>
教育推進課長	<p>学校施設担当課長が今、議会中に出席しておりますので、教育推進課長からご説明いたします。</p> <p>前回、ご指摘をいただきました限定的な表記であるというようなこともございました。あえて、これは松江小学校の今やってきた、昨年度の改築工事についてということの括弧書きにさせていただきました。その上で実施内容ということで、松江小学校、それから、その後の今行われているものについても進めているというような形で記載をさせていただいております。</p> <p>今後の課題としましては、今回の松江小学校のその結果についてのヒアリングと、そのヒアリングの結果をこれからの設計図に意図されたように、十分利用されていないかななどの課題もあり、今後も事業推進に向けて改善を行</p>

	<p>っていきますということで、これからの取り組みの課題について、記載をさせていただいたところであります。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>学校改築、松江小学校の件でございますけど、何かご意見ありますか。</p>
上 野 委 員	<p>これは私が質問したところなんです。こういうふうに書いていただいて、よくわかりました。ありがとうございました。</p>
委 員 長	<p>そのほかいかがでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>今後の課題で、十分利用されていないというようなところが具体的にはどんなことがあるんでしょうか。</p>
岡田学校改築 担当係長	<p>教師ステーションと言いまして、教師と児童が休み時間中、交流ができたりとか、また、教材等を一時的に保管するような場所でございます。そういった部分が、今現在、なかなか活発に活用されていないということ意見がございます。そういった部分は、今後も学校とヒアリングをとりながら、施設としてのしつらえに問題があるのか、逆にまた学校としての運営について校舎を積極的に使ってもらいたいのか、そういった部分を研究しながら、今後の設計に生かしたいと考えております。</p>
石 井 委 員	<p>それは、むしろ運用のほうにかかわると思いますので、それを書いてもいいんじゃないでしょうか。このままの表現だと、設計がまずかったんじゃないかと。設計の問題ではなくて、運用上の若干のまだ不慣れといいましょうか、そんなことが見受けられる的な、もう少し具体的な表現をされると、より理解されやすくなるように感じました。</p>
上 野 委 員	<p>設計時に意図されたように十分利用されていないと。だから、設計時の意図は悪くないわけでしょう。</p>
委 員 長	<p>先生方がそのコーナーを利用するまでは、やっぱりちょっと時間がかかると思うんです。ほかいかがでしょうか。</p>

尾上委員	<p>これにかかわらず、私たちは周年行事にたくさん行かせていただいて、学校の建物のあり方、要するに先生の教師ステーションというか、それから校長室とか、いろいろな形があるんだなということを通じて学ばせていただきました。</p> <p>こういう形で、当然、今回松江小学校だったでしょうけれども、また次の学校等々になったとき、ぜひ、そういう部分の中で、また今後の課題の中で、次のところも生かさせていただければ、すてきだなと、そんなふうにして感じました。</p>
委員長	<p>ですから、石井委員さんがおっしゃったように、運用という文言をどこかに挿入してあげると、ずっと読めるんじゃないでしょうか、これ。</p>
教育推進課長	<p>しばらくその経過は、今後も見きわめてまいりたいと、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>いいですか、それで。</p> <p>じゃあ、よろしく願いいたします。それでは、11ページの4番目、読書科です。</p>
浜田 統括指導主事	<p>11ページの下の方、読書が好きか、1日当たり30ページを読書していると答えた児童・生徒、これのデータを入れました。それから、経費につきましては、読書改革プロジェクト、研修会等に使用しているお金に直しました。それから、12ページ、団体貸し出しの校数を具体的に入れさせていただきました。ご指摘いただいたことを文言等を変更させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。何かいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>ご説明いただけたんですが、図書購入費は除いたということなんですが、そうすると、図書購入費というのは、どこか別のところにちゃんと入っていくのでしょうか。読書科に入れないと。</p>
教育推進課長	<p>今回、この各課から1項目の事業を上げさせていただきました。そして、読書科という取り組みの中で、当初、学校図書館で図書を用意していた経費が組み込まれておりました。しかし、これは読書科とはまた別の経費という</p>

	<p>ことで、今回抜かせていただきました。図書購入費というのは、学務課が各学校の予算の中で配付をしているものでございますので、ここには出てまいりません。今回の読書科という事業の中には、その図書購入費は含めないというのが本来の考え方というふうに思っております。</p>
石井委員	<p>わかりました。</p>
上野委員	<p>ただ、読書科ですが、要するに、生徒たちが本を読むということですから、その本がどのくらいかかっているのか、その本がどのくらい満足度があるのかというようなことと関連してくることだから。だから、ここの経費の中に入れなくても、例えば備考みたいでもいいから、図書購入費というのは、年間全学校に対して、このくらいあると、それを配付しているという、どこに幾ら配付しているまでやらなくても、そういうふうな関連は書いておいてあげたほうがいいと思います。</p>
統括指導主事	<p>参考ということで、小中学校それぞれの図書購入費の経費について、決算額を載せさせていただきます。</p>
委員長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>では、よろしく願いいたします。</p> <p>では、13ページ、14ページをお願いします。</p>
統括指導主事	<p>13ページの表の上のほうです、不登校児童・生徒数の実態を実数を入れさせていただきました。あとは、14ページの上のほうです、関係機関との協力連携という文言を入れさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>不登校の定義といたしましうか、説明もそこに入っておりますね。</p>
上野委員	<p>親切にここにパーセンテージを書いてあげたほうがわかりいいんじゃないんですか。3万6,785人の在籍者中121人なんでしょう、そういう意味なんでしょう。だったら、パーセンテージはすぐできるので、書いたほう</p>

	<p>がいいんじゃないかと思うんです。継続的に比較していく場合に、パーセンテージが増えているか減っているかどうか。</p>
委員長	<p>今、全国平均が大体2.5%ぐらいだと思うんです。</p>
上野委員	<p>全国平均があるんですか。</p>
委員長	<p>ええ。本区の場合には、3%ちょっといっちゃうんですよね。</p>
上野委員	<p>だから、それは正直に言って、心配なことですよね。</p>
委員長	<p>それはもうオープンにしているところなんで。 じゃあ、ぜひ、その件はお願いしたいと思います。 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、よろしいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>じゃあ、皆さんご一緒の意見なので、よろしくどうぞお願いいたします。 それでは、第50号議案につきましては、ただいまの指摘事項を修正したうえで、決定としてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、そのように決定いたします。 次に、第54号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改定についてを審議いたします。 内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第54号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。 資料といたしまして、新旧対照表をおつけしてございます。こちらは給与</p>

	<p>改定を受けてのものでございます。前回、区長から教育に関する議案の意見聴取がございました。あちらは条例の改正でございましたけれども、それを受けます条例施行規則の改正でございます。</p> <p>内容につきましては、この左側が新しいものということで、旧来の右手の第17条第2項の住居手当の月額というものが、これを削るということで、削除になっております。これにつきましては、付則にございますとおり、この規則は26年4月1日から施行というものでございます。</p> <p>これまでは、第17条の上に括弧書きで、勤務1時間当たりの給与額の算出等ということで、この規定の中で、時間外勤務等の単価を算出するために、これまでは住居手当が算出基礎に入っておりましたけれども、これは除かれましたので、それで削除という改正でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員 長	今の件について、何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
石 井 委 員	給与にかかわるような改正ということなんですが、労働者にとっては、基本、不利益変更にあたると思うんですけれども、それでまずお聞きしたいのが、江戸川区の職員というのは組合はあるんでしょうか、職員組合。
教育推進課長	江戸川区職労といいまして、ございます。
石 井 委 員	そうですね。では、この規則を変えますよというのが、前もってそこにきちんと説明をされているという理解でよろしいでしょうか。
事 務 局	<p>一般的なお話としまして、公務員につきましては、組合はございますけれども、協約の締結権はないような組合になっております。基本的な労働条件につきましては、人事委員会という機関が民間の労働条件等を勧告しまして、こういったものがいいというようなことで勧告を出しております。</p> <p>今回の改定につきましても、特別区人事委員会、こちらが勧告を行った上で、基本的な枠組みを決めておりまして、かつ、いわゆる労働組合との間でもその内容について了解をいただいた上で、実際の条例や規則の改正手続というのを、23区が足並みをそろえて行っているものでございます。</p>
石 井 委 員	なるほど。わかりました。

委員 長	<p>そのほか54号ございますでしょうか。</p> <p>それでは、ほかになければ、第54号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第55号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第55号、その次の56号につきましても、同じく今回の給与改定の関連のものでございます。</p> <p>まず55号につきましては、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部の改正でございます。今回の給与改定を受けまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の中で、園長の管理職手当の額につきましては、最高号給額の100分の20を上回らない範囲ということで、条例に規定されておりますが、今回、給与表自体が引き下げをされましたので、現行の規則に定める、園長の管理職手当額が、最高号級の100分の20を上回るようになりますので、これを9万1,000円に改正をするというものでございます。これにつきましては、26年1月1日からの施行であります。</p>
委員 長	<p>では、55号議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、第55号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、第56号議案につきまして、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第56号議案、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正についてであります。</p> <p>お手元に新旧対照表を配付させていただいております。これにつきまして</p>

	<p>は、住居手当制度が改正となりまして、扶養親族の有無に応じた手当額の区分が今回廃止されております。それに伴う改正でございます。右側がこれまでの規則でございます、左側が新ということになります。</p> <p>住居手当の支給につきましては、この要件につきまして、月額2万7,000円以上の家賃を支払っていることが新たに加えられたことに伴いまして、家賃の算定の基準を定めるものであります。なお、この施行に関しましては、平成26年4月1日から施行するものというものであります。</p> <p>経過措置がありますけれども、これは改正に伴いまして、段階的にこれまでの住居手当の額を減額をしていくというものでございまして、これの各関連の規則に関する読みかえの規定になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員 長	<p>では、56号議案につきまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。</p>
上野委員	<p>今の新のほうの4条、これはあれですか、これを加えたということですか、赤いところ。</p>
教育推進課長	<p>これは4条の2ですけれども、今までは扶養親族がある者についての住居手当ということを基準にしていたんですが、それがなくなりました。今回からは、この家賃の算定の基準ということで、家賃に対して、それが明確な場合に算定していくということで、これは加えたものになります。</p>
上野委員	<p>加えたものですね。</p>
教育推進課長	<p>はい。</p>
上野委員	<p>それから、右のほうの第2条の2項を削ったために、加えたわけですね。</p>
教育推進課長	<p>はい、そうです。</p>
上野委員	<p>加えたんですけど、これは家賃の額が明確でないということがあるんですか。明確でない場合には、もうこちらの基準に従って、その家賃を決めるよということですね。実際は、そんなに払っていないのに払っているような、そんなようなことが出てくることがあるしか考えられないんですけど、そん</p>

	なことがあるんですか。
教育推進課長	家賃と食費等をあわせて支払っている場合においてということで、家賃の額が明確でない場合には、教育委員会は別に定める基準に従い、家賃に相当する額を算定するということです。
上野委員	すみません、最後に一つ。基本的なことを質問するのですがけれども、私はわからないので。 23区とか特別区人事委員会と申しますが、これは「東京都の人事委員会」という言葉を私は聞くことがあるのですがけれども、それとは違うのですね。
教育推進課長	これは別でございます。
上野委員	23区だけで人事委員会をつくっているのですか。
教育推進課長	はい。
上野委員	都は関係していないと見ていいですよ。
教育推進課長	はい、違います。
上野委員	わかりました。
委員長	では、56議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」
委員長	それでは、第56議案は、原案のとおり決定といたします。 それでは、ちょっと前に戻りまして、陳情第11号に戻らせていただきます。浅野教育長が戻られましたので、ご意見をいただきたいと思っております。
浅野教育長	皆様の意見がわからないので。
委員長	先ほど、やはり江戸川区議会の枠組みなども意識をして、教育委員会とし

教 育 長	<p>て皆さんに対しての文書等の公開につきまして、やはり一定の基準と申しますか、出し方、提示の仕方は区議会の流れと同じような形がいいのではないかという、そのような意見になりました。</p> <p>すみません、ちょっと前回のことが前提になると思うのですが、前回、私は基本的には、見られる条件のものは見られるようになっているので、改めてここで共通にオープンにして一緒に情報を共有しなくてもいいのではないですかというお話をしたと思うのです。</p> <p>そのときに、やる条件というか、つまり、いろいろなことが議論されるわけだし、いろいろな資料が出るわけで、そういったものがオープンにできる会議もあれば、ここは秘密会も設定されているし、いわゆる政策形成過程にあるようなものが結構あると思うというお話をして、政策形成過程にあるものは秘密会にもできるということになっているのですが、私はそのところは、会議はオープンにやるべきだと思っているのです。どちらかという、そういうことは。</p> <p>ただ、そうすると、資料については、その時点で必要な資料だけれども、この資料がこの資料でいいかどうかも含めて、いずれ確定をしていく段階で、これはこれが基礎となるものだという位置づけがされていくような資料もあるでしょうし、その線引きが難しいということを前回申し上げたのです。</p> <p>この陳情文にも「必要に応じ」とか書いてありますけれども、必要に応じというやり方は物すごく難しいと思うのです。</p> <p>ですから、秘密管理するかしないかという判断もあるかもしれないし、オープンでやっていくのに、これは見せてもいいかどうかというのを必要に応じ判断するということは非常に難しいので、今おっしゃられたあれだと、議会にということになると、陳情だけですか。陳情に絡んでの資料だけということであれば、それは一つの枠組みとしてはっきりしているから、そういうことならいいのではないかなというふうに思いますけれども。</p> <p>全体としてオープンにということになると、私は、それはいろいろな意見をここでやりたいので、やるべきだと思っているので、それを全部、その都度お見せするということではあれで、後から見たければ見られる条件にはなっていると思うのです、ここに出した資料は。</p> <p>だから、その場で共有しなくても、それは会議を見ていただけるという条件があるわけですから、私はそれでいいのではないかと、この間、申し上げたのです。</p> <p>だから、今回、そういう一定の枠組みを決めて、この範囲内でということ</p>
-------	---

	<p>で皆さんが合意されるのであれば、それはいいのではないかなと思いますけれども。</p>
委 員 長	<p>わかりました。いかがですか。</p>
上 野 委 員	<p>私も、前回言ったように、原則としてはやはり認めるべきだと。例外は必ずある。例外の中で、秘密会は、これはいいですよ。秘密会までいかなくても、その政策過程でいろいろな意見を言いながら形成されていくわけですよ。私はこう言ったけれども、ある時期になったらそれを撤回してこうしましょうとか、いろいろな意見が出てくるわけです。</p> <p>それから、基準みたいなものは特別に設けないといっても、そういう委員会としての合意事項で、区議会の運用の慣行みたいなものも参考にしながらやったらいいのではないかなと思います、陳情関係については。</p>
委 員 長	<p>松原委員長 尾上委員さん、いかがですか。</p>
尾 上 委 員	<p>先ほども意見をちょっと言わせていただきましたけれども、状況的には、やっぱり陳情の審査のみの形での資料提供ということがいいのではないかなと思うのです。</p> <p>やはり、私も前回から言っています陳情文の「必要に応じて」という中で、やはり自分の抱えているいろいろなことに対して、どういうふうなご意見、また、資料があるのかなということは、きっと必要というか、欲しいのだなと思いますので、それに対しては応えていってあげたいなという思いがいたします。</p>
委 員 長	<p>私も先ほどちょっと申し上げたのですけれども、やはり一定の枠、陳情文というような枠組みの中でお見せするという形、この場で、それがいいのではないかなというふうに思います。</p> <p>そのほか、何かありますでしょうか。</p>
教 育 長	<p>ちょっと今の確認ですけれども、議会のということは、議会って回収ルールですか、渡していますか。</p>
教育推進課長	<p>区議会の常任委員会のやり方ですけれども、陳情に関する資料については、委員会開催時、やっている最中は委員会室内に2部備えて、それを希望者が</p>

	<p>閲覧する。</p> <p>委員会終了後には、区議会事務局で陳情に関する資料の希望者に対して必要なものは1枚10円でコピーをし、交付しています。</p>
委員 長	<p>陳情に関する資料という確認でいいですね。</p>
教育推進課長	<p>そうです。陳情に関する資料です。</p> <p>委員さんの方はよろしいですか。陳情に関する資料。</p>
上野委員	<p>何かそれは陳情者側、傍聴人側にとった場合には、2部だけで、必要だったものをもって自宅に帰って見るという場合の方がいいのか、もっと、一人に全部一つずつ渡しながら会議を聞いていて、帰るときは置いていくということ为原则にした方がいいのか、その辺はどちらがいいのかわかりませんが、けれども。</p>
教 育 長	<p>うちの陳情もそうですけれども、最近、陳情者がいろいろ資料をつけてくるではないですか。そういうものの扱いも、出されたときには審議できませんよね、大体そういう陳情は。次回までに読んでくださいとかと。</p> <p>今回は、それは前回の資料だから、次回に出すときにはそれは資料ではないから見せないとか。そういうのもルールとして何か決めなければいけないと思うのですけれども。</p> <p>だから、そういうのはホームページでは見られるようになるでしょう。今みたいな添付資料も。</p>
委員 長	<p>陳情者の資料はどうなのですか。</p>
教 育 長	<p>陳情者が出してきたものは全部オープンになるわけですよ。だから、その場ではなくても、さっきから申し上げているように、見られるような条件ができていくわけですよ。</p> <p>ただ、この場でということの話ですね、これは。</p>
上野委員	<p>そうなのです、この場での便宜の話でしょう。閉じてしまっているわけではないので、そういう意味ではオープンなのですよ。見ようと思えば見られるので。</p>

教 育 長	開かれた教育委員会となりますよと書いてありますけれどもね、なっていると思うのですけれども。
上 野 委 員	ここに書いてあるのは、規則があることを前提としてのような書き方でしょう。規則がないからこうなってしまうのではないかということなので、その辺はちょっと誤解があるみたいで説明すべきではないかなという気がしますよね。
教 育 長	陳情文そのものをそのまま読んでしまうと、規則をつくってくれというような陳情に読めてしまうのです。でも、趣旨は、今言ったように、この場で情報を共有したいということだったので、それはそういう趣旨でいいのですかということを確認して、そういうことだということであれば議論を進めてもいいのですけれども。
上 野 委 員	規則があるかということが前提でのこれは陳情になっていると思うのです。それは、見せるか見せないか、公開するかどうかということとはちょっと違うのですね。規則がなくてもやるわけでしょうね。また、できるわけですよ。
教 育 長	<p>陳情書はこれしかないのですよね、今。だから、それは解釈の問題としてこれでいいですかといっても、それは根拠として何も残らないですよ。</p> <p>だから、もし、そういう趣旨でというか、ここでやったように、紙資料を配ってくれということであれば、そういうふうに直していただいた上で結論を出すのであればですよ。でなければ、ちょっとこれは趣旨というのは非常にわかりづらいと思いますけれども。</p>
教育推進課長	<p>今、この陳情文の中で、一番最後に「ぜひとも開かれた教育委員会になりますよう、必要に応じ、傍聴者に会議開催前に議題及び会議資料を配布について、規則に追記いただけますようお願いいたします」ということなのでございますが、先ほど来、お話も申し上げましたし、この上にもありますけれども、閲覧というようなことと、それから配付ということと、そういった方法もまた別でございます。</p> <p>そういったことも含めて、どういう形がベストなのかということだと思うのですが。</p>

教 育 長	<p>まず、この陳情に対して、このことは基本的にはわかる部分が多いですよということだったら、趣旨採択にしておいて、その取り扱いはまた我々で考えてやっていけばいいのではないかと思うのですけれども。</p>
上 野 委 員	<p>これをわかりますよということになると、また曲解されますよね。規則をつくれという話が後から出るから。こういう趣旨を契機として、この点について改めてこういうふうにと考えた、再確認したというようなまとめ方のほうがいいのではないかなという気がしますよね。</p>
教 育 長	<p>そうですね。ちょっと相手のあることなので、うちのほうでなかなかこれを変えられないものですから、基本的には。だから、そういうことであれば、一応、相手方にご了解をとっていただいたほうが。</p>
尾 上 委 員	<p>一応、この趣旨とちょっと違うと思いますので、もう一回戻して、その趣旨の文面でいただいて、採択したほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
委 員 長	<p>では、ご意見も出そろったようですので、この文面の趣旨を理解しながら、陳情者に再度連絡といえますか、その後にもた直したいということによろしいのでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>では、そのようにいたしたいと思います。</p> <p>では、日程第3に参ります。教育関係事務報告でございます。</p> <p>事務局から報告を願います。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。今回は4件ございます。上からでございますが、行事名が「江戸川区少年少女合唱団第27回定期演奏会」でございます。申請者は団長でございます。</p> <p>事業の内容と目的・概要でございますが、合唱団の1年間の練習の成果を発表するとともに、区内小中学校の合唱活動の発展、区の音楽文化の振興に寄与することを目的とするという内容でございます。</p> <p>後援内容は、後援名義の使用ということで、実施日時が平成26年3月30日日曜日、午前10時から午後8時までを予定。会場は、タワーホール大</p>

ホールでございます。

事業の対象ですが、区内外の児童生徒、それから区民ということで、経費の徴収は入場料として大人、子ども、1,000円ということであります。

1点目は以上でございます。

続いて、2点目でございますけれども、「第21回小松川・平井地区小学校卒業記念ナイトウォーク」。申請者は実行委員会でございます。

事業の目的としましては、夜間、27キロメートルを完歩するチャレンジ精神とそれをやり遂げた自信を小学校の卒業記念とするためということで、後援の内容につきましては、後援名義の使用と、それから完歩賞の賞状への公印の使用。実施日は、平成26年3月29日土曜日から30日まででございます。夜間ということでございます。実施会場ですが、小松川小学校を出発・到着地としております。

対象は、地区内の小学校の卒業生と保護者が対象であります。経費の徴収につきましては、一人300円。保険料と食料費ということであります。賞状等は先ほどの完歩賞でございます。

続いて、3件目でございますが、これは「小岩北地区の小学校8校の卒業記念ナイトウォーク」であります。

こちらは団体名、北小会ナイトウォーク実行委員会の申請であります。

事業目的は仲間や保護者、地域協力者と夜間26キロメートルを歩くことで、子どもたちに最後までやり通す大切さと自信、仲間の大切さを感じさせ、卒業の思い出づくりとするとともに、親子のきずな、地域との交流を深める機会とするということです。

実施日は、平成26年3月29日土曜日から30日にかけて。実施会場は、小岩小学校からなぎさ公園までで、小岩菖蒲園まで戻ってくるというものでございます。

事業の対象は、地区内小学校の卒業生と保護者。経費の徴収は一人500円。保険料と食料費となっております。

続きまして、4点目でございます。

事業名「子どもたちのための芸術ふれあいフェスティバル2014」であります。申請者は、実行委員会代表でございます。

これにつきましては名称の変更ということございまして、前回までの事業名は「子ども文化フェスティバル」でございます。これも6回目を迎えた事業であります。

事業目的としては、芸術鑑賞やワークショップを通じて子どもたちの創造性や表現力を養い、健全育成を図ることを目的とすると。小学校、中学校の

	<p>P T A 連 合 会、それから小中校長会、医師会も後援をいただいているというものであります。</p> <p>実施日時でございますが、平成26年7月6日日曜日、まだ大分先のものでございますけれども、準備ということでのご申請であります。実施会場は、これまでは文化センターで行ってございましたが、今回からはタワーホール船堀の実施予定でございます。</p> <p>対象は、一般。経費の徴収等はありませんけれども、さまざまなプログラムがございます、その参加のプログラムによっては、材料費という形で徴収をしますというものであります。</p> <p>以上、4点でございます。</p> <p>それぞれ27回目、21回目、11回目、6回目と、これまでも教育委員会の後援をとっているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	4件ありましたが、何かご質問、ご意見があれば。
上 野 委 員	これは2番目と3番目のは、同じようなことをやるのですね。出発点が違うだけですか。あとは同じなのですか。
教育推進課長	<p>小松川・平井地区は21回目を数えるものですが、これは小松川地域の小学校の卒業生を対象に、この地区委員会が基本的な組織でやっております。青少年健全育成の地区委員会が中心でやっているものでございます。行く場所も、たしか小松川から皇居へ行って折り返してくるというものです。</p> <p>2点目のこの小岩北地区小学校8校というのは、これはまた小岩地区の北側の小学校。11回目ということで、これは江戸川の河川敷、土手をずっと小岩小学校を出発してなぎさ公園まで行って戻ってくるというような内容で、それぞれ、こちらは八つの小学校、P T Aですとかそういった、北小会というO Bの方々を含めて、団体をつくられておりまして、その方々が実施主体ということになります。それぞれ、別の地域が別の形でおやりになる。</p>
上 野 委 員	同じ日にやるのですよね。
教育推進課長	はい、そうです。やはり卒業生ですので、3月の最後の土日でおやりになります。

尾上委員	この両方のナイトウォークというのは、大体、参加人数はどのくらいいらっしゃるのですか、前年度は。
教育推進課長	小松川・平井地区は、昨年662名。児童が299名、保護者が90名、その他教員の方、運営者の方々に662名でございます。 小岩北地区の8校は、昨年は約300名ということであります。
尾上委員	あと、よろしいでしょうか。最初の合唱団の件なのですけれども、これは合唱団というのがあるというだけではなくて、各学校からの合唱で参加するということでしょうか。午前10時から午後8時までと長時間ですよ、という。 一つの合唱団の発表会ということとはまた違うのでしょうか。ちょっとよくわからないのですけれども、これは。
教育推進課長	これは合唱団という形のもの、それから、各学校さんでもおやりになっているところがそれぞれ参加をされて、長い時間やっているということのようです。
委員長	多分、委員さんのところにもご来賓としての招待状が来ると思うのですけれども、区民ホールの大ホールがいっぱいになりまして、とても演奏も素晴らしいし、感動的な合唱祭です。他に、よろしいでしょうか。
上野委員	質問なのですけれども、2番目と3番目のこれは、夜に長距離を歩くというやつ、これで今までいわゆる事故的なことはなかったのですか。
委員長	聞いていますか。
教育推進課長	具体的には聞いていないですね。
上野委員	そうですか。事故が起きたからといって、後援した区がそれにといいことはないと思うのですけれども、もし事故が毎年幾つかあったとすると、やっぱり後援する以上は、区が応援しているのだということと安心して参加する人たちが多いいので、初めての参加の人なんかはね、その辺もやっぱり注意すべきなのではないかと思っているのですけれども。

教育推進課長	<p>21回、それから、それぞれ11回とずっと続けていらっしやいますけれども、やはりPTAのOBの方々が組織している北小会という方々ですとか、それから現役のPTAの方々もかかわり合っている。</p> <p>それから、小松川の方は地区委員会ということで、やはり青少年健全育成に寄与されている方々がPTAさんにも呼びかけてやっているようなものですので、恐らくは、年数を続けてきて、来年は自分たちだということで卒業生が楽しみにしている大会だとは思いますが。</p>
上野委員	<p>保険料も、一応入っているというのは事故のためですものね。はい、わかりました。</p>
委員長	<p>他に、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>他になければ、教育推進課の後援名義については了承いたします。続いて、学務課からお願いいたします。</p>
学務課長	<p>中学校選択制の抽選の結果が出ましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>11月27日にグリーンパレスの方で、尾上委員にも立ち会っていただきまして、受け入れ可能数を超えた11校について抽選を行ったという状況であります。</p> <p>表が出ていますけれども、例えば小松川第一中学校については、既に受け入れ可能数を通学区域からの希望者が上回っていますので、当選はゼロで、補欠登録者数が41名ということで、この41名に1番から順番に順位を抽選でつけたという状況になっております。</p> <p>補欠登録者に対しては、この抽選で決定した補欠登録の順位によって、2月末日までに繰り上げの当選者を決定するというので、これは私立などの合格者が決まったりとか、あるいは転出者などがある程度把握できた後で、順位を決定するというような形に例年なっているところであります。</p> <p>上記の11校以外で、初めから受け入れができなかった4校を除いたその他の18校になりますけれども、学校を通学区域外から希望された方については全員入学ができるという状況になりました。住所で指定されている通学区域の学校を希望した方は全員入学ということになったということになります。</p>

	<p>抽選の結果については、以上でございます。</p>
委 員 長	<p>尾上委員さん、何か感想があれば。</p>
尾 上 委 員	<p>午後の時間帯だったのですけれども、やはり中学校は学生さんが番号を気にして見にいっちゃっている姿もありましたが、全体的には参加している保護者の方は少ないなと思いましたが、学校によって随分差があるなと思いつつ対応させていただきました。ありがとうございました。</p>
委 員 長	<p>ありがとうございます。 何か、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>では、特になければ、ただいまの報告を了承いたします。 続きまして、研究所の方から2件ございます。統括。</p>
統括指導主事	<p>研究所から2点、ご報告いたします。 まず1点目、いじめ電話相談の11月分の報告でございます。 資料をごらんください</p> <p>11月は5件です。学年別でいきますと、小1、小5、中1、中3、高1、各1件ずつです。このうち、中学1年ですけれども、これは私立中学校の男の子でした。相談者の内訳の中では、全て母親からの電話ということになります。</p> <p>電話相談は以上です。</p> <p>続きまして、「日曜」不登校相談のお知らせということで、これは今年度第2回になります。第1回は9月に実施いたしました。</p> <p>第2回目の「日曜」不登校相談のお知らせ。平成26年2月16日9時からグリーンパレス教育相談室で実施いたします。これにつきましては、予約制で実施いたします。締め切りが2月13日ということで、各学校等に配布していきます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
委 員 長	<p>何かご質問、ご意見があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>

委員 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>では、他になければ、ただいまの2件の報告につきまして、了承といたします。そのほか、報告事項はございますでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成25年第23回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後4時37分</p>
------	---